

2019年10月1日から

小規模な 飲食店にも消火器が 必要になります！！



新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受けて消防法施行令の一部が改正され、火を扱う小規模な飲食店にも消火器の設置が義務付けられます！

改正前

飲食店は延べ面積150㎡
から消火器具の設置が必
要



改正後

原則として飲食店は延
べ面積に関わらず消火
器具の設置が必要

対象となる飲食店

**飲食業として、提供する飲食物の調理の為に使用する
ガスコンロ、ガスレンジなど火を使用する設備・器具が設け
られている店舗が対象です！**

ただし、次のいずれかに該当する場合は、設置の対象となりません

- ① 電子レンジやIHコンロなどの電磁調理器
- ② 調理油過熱防止装置(通称 Siセンサー)
- ③ フード用自動消火設備(ダクト用自動消火設備を除く)
がついているもの
- ④ 圧力感知安全装置がついているもの

※業務用消火器を設置してください。



消防職員が**調査**を行うために**訪問する**
場合がありますので調査の際には、ご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、お近くの消防署にお問い合わせください。

お問合わせ先

- | | |
|-----------------------------|---|
| ● 佐賀消防署 ☎0952-30-0111 (代表) | ● 多久消防署 ☎0952-75-2191 (代表) |
| ● 南部消防署 ☎0952-45-6442 (代表) | ● 北部消防署 ☎0952-62-3442 (代表) |
| ● 小城消防署 ☎0952-66-1541 (代表) | ● 神埼消防署 ☎0952-52-3291 (代表) |
| ● 佐賀広域消防局予防課 ☎0952-33-6765 | 佐賀広域消防局 <input type="button" value="検索"/> |